

# 通所介護事業 運営規程

はるな生活協同組合  
デイホームほほえみの杜

## (事業の目的)

第1条 生協法人はるな生活協同組合が開設するデイホームほほえみの杜（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で通所介護の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

## (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイホームほほえみの杜
- (2) 所在地 高崎市上中居町1465

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 従業者 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、事業所に対する介護サービスの利用の申し込みに係る調整、従事者に対する助言及び技術指導を行い、他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。  
看護職員 1名以上  
看護職員は、介護サービスの提供に当たり、利用者の健康管理、相談・助言を行う。  
介護職員 4名以上  
介護職員は、介護サービスの提供に当たる。  
機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

## (利用定員)

第6条 利用定員は1日30名とする。ただし、介護予防通所介護の利用者を含む。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎サービス
- (7) 給食サービス
- (8) 入浴サービス
- (9) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記された個人の負担割合の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
  - (1) 次条に規定する通常の事業実施地域を超えて行う介護サービスの送迎の費用
  - (2) 食事の提供に要する費用
  - (3) 特別行事費として行事に係る相当な費用
  - (4) オムツ代 実費
  - (5) その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、旧高崎市、旧吉井町、旧新町、玉村町、旧箕郷町、旧群馬郡の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急状態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救急用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止対策)

第13条 従業者は常に高齢者虐待法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、高齢者虐待防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為を行わないものとする。

- 2 虐待は、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待などとする。
- 3 従業者の研修に努めるとともに、虐待があった場合、虐待防止検討委員会を開催し、対応と再発防止策をただちに検討する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、事業実施にあたっては、社会的使命を十分に認識し、従業者の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け適切なサービスの提供をおこなえるよう、従業者の勤務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

本規程は、平成31年2月1日に改定する。

本規程は、令和3年4月1日から施行する。